

第6章 成年後見制度利用促進への取組 (成年後見制度利用促進計画)

1 策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分になった人の財産を守り、日常生活を支える手段として平成12年に導入されましたが、十分に利用されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」)が平成28年5月に施行されました。促進法において、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進計画(以下「促進計画」)を勘案して、当該市町村の区域における利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

本町では、判断能力が不十分となり財産の管理や、日常生活に関する支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に推進します。

2 位置づけ

本計画は、促進法第14条第1項の規定に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進計画」として定め、「久御山町高齢者保健福祉計画」、「久御山町障害者基本計画」との整合を図ります。

3 久御山町の現状

本町の高齢化率は30%を越えており、成年後見制度利用のため、町長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行っています。

今後もさらに、高齢化の進行による認知症高齢者等の増加が見込まれるほか、知的・精神の障害者手帳所持者なども増加傾向にある状況に比して、まだまだ成年後見制度の利用は進んでいない状況です。

◆人口の推移

(年度末時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	15,720人	15,555人	15,464人
高齢者人口(65歳以上)	4,864人	4,839人	4,789人
高齢化率	30.94%	31.11%	30.97%

◆知的障害者数（療育手帳所持者）

（年度末時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 最重度・重度	51人	51人	52人
B 中度・軽度	107人	115人	114人
計	158人	166人	166人

◆精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）

（年度末時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3人	4人	4人
2級	42人	43人	39人
3級	45人	58人	63人
計	90人	105人	106人

◆成年後見制度利用者数

		令和2年12月末	令和3年12月末	令和5年3月末※
法定後見		20人	26人	32人
内 訳	成年後見	16人	17人	22人
	保佐	2人	6人	6人
	補助	2人	3人	4人
任意後見		0人	0人	1人
計		20人	26人	33人

※令和5年から3月末現在

資料：京都家庭裁判所

◆本町における成年後見制度の町長申立・後見人等への報酬助成の利用者数

（年度末時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町長申立	8人	9人	7人
報酬助成	4人	3人	4人

4 具体的な取組内容

（1）権利擁護にかかる体制の強化

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、久御山町社会福祉協議会と町関係課が一体となり中核機関として運営していく体制を整備するとともに、福祉・医療・地域のさまざまな団体等との相談支援ネットワーク（くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム）に、司法等を加えた地域連携ネットワークの体制を段階的・計画的に構築していきます。

また、地域連携ネットワーク等での見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく相談等が受けられる体制を整備し、不正の未然防止や早期発見を図ります。仮に、成年後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報

提供があった場合は、必要に応じて家庭裁判所等の関係機関と連携し、迅速な対応に取り組めます。

<町 取組内容>

各種関係機関・団体等との連携・強化	権利擁護に関するさまざまな機関・団体等と連携し、本人を支える地域連携ネットワークを構築します。
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	地域住民に対し判断能力の低下に伴う様々な課題等を周知することにより、権利擁護支援を必要とする方の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

(2) 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の促進

支援を必要とする人が安心して制度を利用することができるよう、申立て手続きの支援や町長申立ての実施、申立て費用などの助成など、誰もが利用しやすい制度の運用に取り組めます。

住民や地域連携ネットワークに関わる関係者が制度を知り理解することにより、地域全体で支え合う制度として住民に理解されるよう、制度の周知や啓発活動を実施します。

<町 取組内容>

制度の広報・周知	町の広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して、成年後見制度の周知と住民の理解を促進します。
相談・対応体制の整備	早期の段階から、成年後見制度の利用について身近に相談できるよう、窓口等の体制の強化を進めていきます。
成年後見制度の利用支援	本人や親族等による申立が難しい場合に、町長が家庭裁判所に審判の申立を行うことにより、制度の利用につなげます。

5 数値目標

指標名	基準	目標
	令和4年度	令和7年度
成年後見制度についての広報回数	—	5回
成年後見制度研修会の開催回数	—	2回